3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

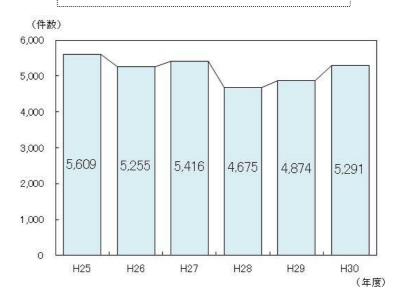
県配偶者暴力相談支援センターに よせられた、配偶者等からの暴力(D V)相談件数は、近年は5千件前後で 推移しています。(グラフ12)

*配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の全面施行(平成14年4月)に伴い、県は平成14年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、平成23年9月に横浜市が、平成24年10月に相模原市が、平成28年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

神奈川県で平成30年度にDV防止 法に基づく一時保護を行った件数は、 177件となっています。

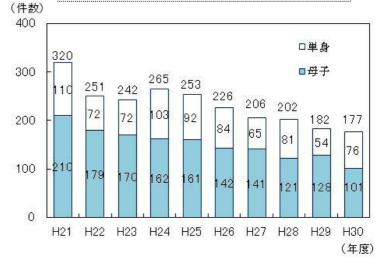
また、一時保護件数のうち、母子での保護は 101 件で、一時保護をした被害者の半数以上が子どもを同伴しています。(グラフ 13)

グラフ 12 配偶者等からの暴力 (DV) に関する相談件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

グラフ 13 DV防止法に基づく一時保護件数

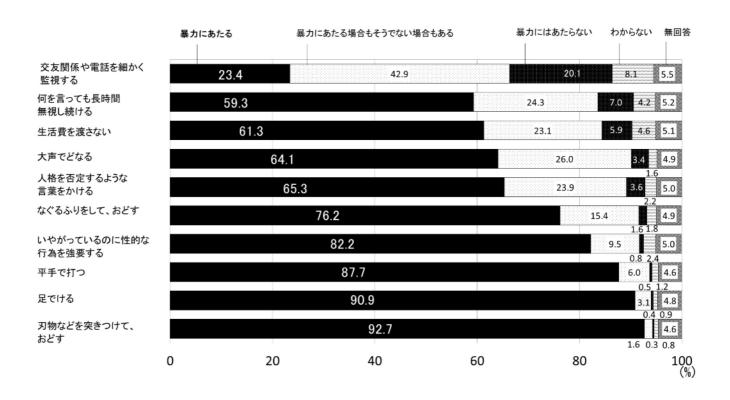


神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

平成 29 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間(事実婚や別居中も含む)で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が「暴力にあたる」を上回っています。(グラフ 14)

グラフ14 夫婦間での暴力についての認識



平成29年度県民ニーズ調査(課題)より作成